

## 長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、長久手市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定及び検証するにあたり、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、長久手市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体の者
- (3) 産業団体の者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 金融機関の者
- (6) 労働団体の者
- (7) メディア関係の者
- (8) 前7号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第4条 推進会議には座長を置く。

2 座長は、学識を有する者とし、被指名人をもって、委員の過半数の同意があった者とする。

3 座長は、推進会議を総括し、会議の進行にあたる。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員が座長の職務を代理する。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の内容により公開に支障があると座長が判断した場合はこの限りではない。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。